

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度

年 月 日から

年 月 日まで

法人名

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別： 適格合併 ・ 適格分割 ・ 適格現物出資
適格組織再編成の日： 年 月 日
被合併法人等の名称：

被合併法人等の 事業年度 又は連結事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の 控除余裕額	分割法人等の 調整国外所得 金額又は個別 調整国外所得 金額	②のうち当該 法人が移転を 受ける事業に 係る部分の 金額	当該法人の 控除余裕額と みなされる 金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等 の控除限度額 を超える 外国税額	分割法人等の 外国の法人税 等の額	⑥のうち当該 法人が移転を 受ける事業に 係る部分の 金額	当該法人の 控除限度額を 超える外国税 額とみなされ る金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
年 月 日から 年 月 日まで	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
年 月 日から 年 月 日まで	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
年 月 日から 年 月 日まで	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
年 月 日から 年 月 日まで	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
年 月 日から 年 月 日まで	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								
年 月 日から 年 月 日まで	国 税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の 事業年度又は 連結事業年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の 控除余裕額 (前期の別表1の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の 控除余裕額と みなされる金額 ④	当該法人の 調整後の 控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の 控除限度額を 超える外国税額 (前期の別表1の 「控除限度額を超え る外国税額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控除限 度額を超える外国税 額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後 の控除限度額を超え る外国税額 ⑫+⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
年 月 日から 年 月 日まで	国 税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
年 月 日から 年 月 日まで	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						
年 月 日から 年 月 日まで	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						
年 月 日から 年 月 日まで	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						
年 月 日から 年 月 日まで	国 税						
	道府県民税						
	市町村民税						

**「適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書」
(第 20 号の 4 様式別表 3) 記載要領**

- 1 この明細書は、政令第 48 条の 13 第 7 項の規定の適用を受ける場合に記載し、第 20 号の 4 様式別表 1 に併せて提出してください。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。

3 各欄の記載のしかた

被合併法人等の控除余裕額 ①	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額
分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 法人税法第 69 条若しくは租税特別措置法第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年所得税法等改正法」といいます。）第 3 条の規定（令和 2 年所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 69 条若しくは令和 2 年所得税法等改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 66 条の 7 若しくは第 66 条の 9 の 3 の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表 6(2)）の 16 の欄の金額 (2) 令和 2 年旧法人税法第 81 条の 15 又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 91 若しくは第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表 6 の 2(2) 付表）の 11 の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表 6 の 2）の 10 の欄の金額
当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消してください。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消してください。
被合併法人等の控除限度額を超える外国税額 ⑤	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第 20 号の 4 様式別表 1 の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額

分割法人等の外国の法人 税等の額	⑥	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書 (別表 6(2 の 2)) の 21 の欄の金額を記載します。
当該法人の控除限度額を 超える外国税額とみなさ れる金額	⑧	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、 「又は⑤×⑦／⑥」を抹消してください。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場 合には、「⑤又は」を抹消してください。

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使
用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外に
は利用しません。